

岩手県医師確保計画(第8次)【素案_概要版】

計画策定の趣旨

- 平成30年7月の医療法改正により、各都道府県においては、医師偏在解消のための医師確保計画の策定が義務づけられ、本県においても令和2年に、令和5年度までを計画期間とする「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保対策の推進を図ってきました。
- 本県の医師総数及び10万人当たりの医師数は増加傾向にあるものの、依然として医師不足の状況にあり、全国との格差が拡大しており、「医師偏在指標」では全国最下位となっています。
- 今回策定する医師確保計画は、第8次岩手県保健医療計画と一体的に策定(改訂)し、令和18年度までに医師の偏在解消を目指します。

第1章 計画に関する基本的事項

計画の性格

- 保健医療計画を補うものとして、医師確保の方針及び確保すべき医師数の目標、目標の達成に向けた施策を定めるもの。
- これまで医師数の比較に用いられてきた人口10万人対医師数に代えて、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する「医師偏在指標」により、医師少数区域・医師多数区域を定め、圏域毎に確保すべき医師数の目標と具体的な施策を定めるもの。
- 産科及び小児科について、個別に算出された医師偏在指標に基づき、医師確保対策を講じるもの。
- 現行の医師確保対策アクションプランについては、医師確保計画の具体的施策と内容を共通化しており、医師確保計画の策定(改訂)に合わせて一部の見直しを行い、医師確保計画と一体となって、医師確保対策の推進を図っていくもの。

計画の期間

令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする3か年計画

※ 計画最終年の令和8年度に、目標達成状況などの評価を踏まえ、3か年の第8次後期計画を策定することとし、以降3年おきに見直しを行い、令和18年度までに医師の偏在解消を目指し、3か年毎の医師確保計画を策定

第2章 現状

1 医師偏在指標及び

医師少数区域・医師多数区域

- ・岩手県は、医師少数都道府県
- ・盛岡医療圏は医師多数区域
- ・盛岡医療圏と二戸医療圏を除く7圏域は医師少数区域

(医療圏別医師偏在指標)

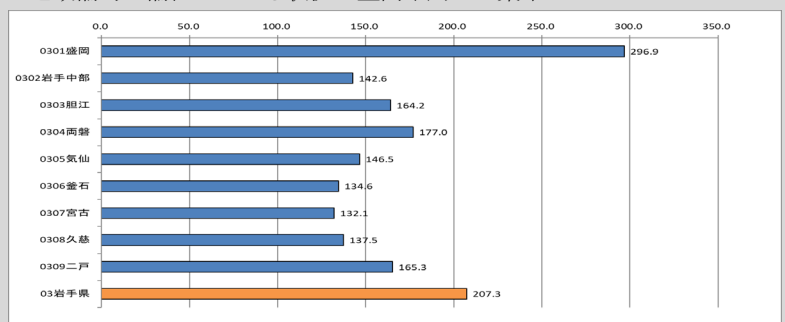
圏域等	医師偏在指標	順位	区分
岩手県	182.5	47	医師少数県
盛岡	244.6	79	医師多数区域
二戸	200.9	156	
両磐	151.1	293	医師少数区域
胆江	144.9	304	医師少数区域
気仙	144.1	307	医師少数区域
久慈	142.4	309	医師少数区域
岩手中部	135.4	319	医師少数区域
宮古	134.5	321	医師少数区域
釜石	107.8	335	医師少数区域

2 人口10万人当たり医師数

- ・本県の医師数は確実に増加しているものの、全国との格差が拡大傾向



- ・地域偏的に偏在している状況で盛岡市周辺に集中



第3章 医師確保の方針、目標医師数及び必要医師数

医師確保の方針

- 県全体が医師少数都道府県であり、また、盛岡及び二戸医療圏を除く7圏域が医師少数区域となっていることから、二次医療圏毎の医師数の増加を図ることを方針として必要な対策を講じる。
- 医師の絶対数が少ない沿岸・県北地域を中心とした医師少数区域に奨学金養成医師を計画的に配置し、医師の地域偏在の解消を図る。
- 周産期・小児医療体制及び救命救急医療体制の確保に向け、奨学金による医師養成等を通じ、産科及び小児科並びに救急診療科の医師確保に取り組む。
- 臨床研修医及び専攻医の受入れのため、医療機能の集約化による症例の集中や研修指導体制、研修環境整備等に取り組み、臨床研修医等の確保を進める。

目標医師数

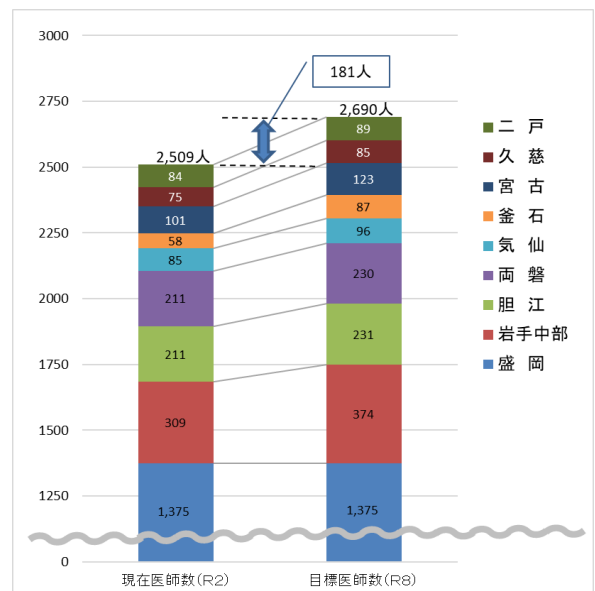
◆二次医療圏毎の目標医師数（合計）：2,690人 → 確保すべき医師数：181人

- 令和8年度に医師偏在指標に基づく順位が全国の二次医療圏毎に全国の下位33.3%を上回るために必要な県内二次医療圏の合計医師数

（二次医療圏毎の目標医師数）（単位：人）

圏域	現在医師数 (R2)	目標医師数 (R8)	確保すべき医師数 (R8-R2)
盛岡	1,375	1,375	0
岩手中部	309	374	65
胆江	211	231	20
両磐	211	230	19
気仙	85	96	11
釜石	58	87	29
宮古	101	123	22
久慈	75	85	10
二戸	84	89	5
二次医療圏計	2,509	2,690	181

【図表】現在医師数と目標医師数



【参考】県全体の目標医師数

◆県全体の目標医師数：2,884人 → 確保すべき医師数：375人

- 奨学金養成医師の配置については、沿岸・県北地域への重点配置を行っているなど、各二次医療圏の実態に合わせた対策を行っていることから、国が示した「県全体の目標医師数」は参考数値として扱う。

（岩手県全体の目標医師数）（単位：人）

現在医師数 (A)	目標医師数 (B)	確保すべき医師数 (B-A)
2,509	2,884	375

※ 医師偏在指標の値は、都道府県においては47都道府県間の比較により、二次医療圏においては全国335の二次医療圏との比較により算出されることから、県全体の目標医師数と二次医療圏の目標医師数の合計は一致していません。

将来時点（令和18年度）における必要医師数

◆将来時点における必要医師数：3,342人

- 令和18年度における全国の医師数が全国の医師需要と一致する場合の医師偏在指標（全国値）と、医療圏毎の医師偏在指標が等しくなるために必要な医師数として国が示すもの。
- 現時点において、本県が目指す将来の必要医師数として定めるもの。

第4章 医師確保のための施策

取組方針

○ 医師確保のための施策は、次の体系により総合的に進める。

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ① 医師の養成・確保及び定着対策 | ④ 医師の働き方改革等に対応し勤務環境改支援・子育て支援 |
| ② 医師偏在対策 | ⑤ 地域医療の確保に向けた働きかけと情報発信 |
| ③ 医師のキャリア形成支援 | |

○ 医師確保のための具体的な取組については、本計画の施策と共通フレームの「医師確保対策アクションプラン」により施策の推進を図る。

計画期間中における医師確保の見通し

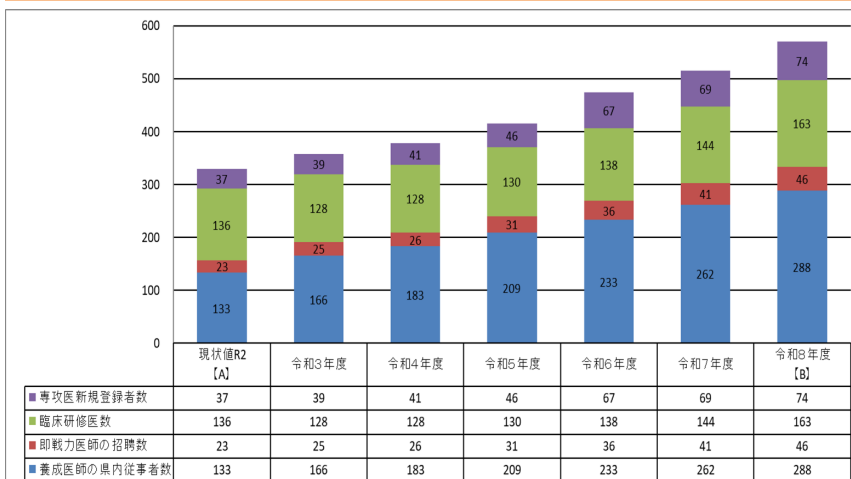
◆ 令和8年度までの医師確保数（見込）：242人

○ 「奨学金医師養成」「即戦力医師の招聘」や「医療機能集約化（症例の集中）等での研修指導體制の充実による臨床研修医・専攻医の確保定着」の取組により、計画期間（令和6年度～令和8年度）に確保できる医師数は242人が見込まれる。

（単位：人）

施策	施策毎の医師確保見込み数							医師確保見込数【B-A】
	現状値R2【A】	R3	R4	R5	R6	R7	R8【B】	
養成医師の県内従事者数	133	166	183	209	233	262	288	155
即戦力医師の招聘数	23	25	26	31	36	41	46	23
臨床研修医数	136	128	128	130	138	144	163	27
専攻医新規登録者数	37	39	41	46	67	69	74	37
計	329	358	378	416	474	516	571【C】	242

【図表】奨学金養成医師及び招聘医師等の確保見通し



具体的な施策【医師確保対策アクションプラン】

① 医師の養成・確保及び定着対策

◆奨学金等医師養成事業

- ・奨学金の貸与や医学部臨時定員増の継続に向けた働きかけ
- ・養成医師の円滑な義務履行及び県内への定着促進を図るセミナーの開催

◆医学部進学者の増加対策

- ・医学部進学希望者の学力向上や意識醸成のためのメディカルプログラムの実施等

◆奨学金養成医師の計画的な配置

- ・県北沿岸地域の公的医療機関での義務履行の必須化による重点配置
- ・産科及び小児科を選択した養成医師の総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）への特例配置の拡充
- ・養成医師の高度救命救急センター（岩手医科大学）への特例配置の拡充
- ・放射線診断科及び放射線治療科、病理診断科を選択した養成医師の地域がん拠点連携病院への特例配置（新設）

◆奨学金養成医師の県内臨床研修病院での臨床研修の原則義務化

◆奨学金養成医師の交流機会の場づくりによる義務履行終了後の県内定着促進

- ◆県外で従事している即戦力医師の招聘活動
- ◆自治医科大学卒業医師のへき地等の公的医療機関への配置

② 医師偏在対策

- ◆奨学金養成医師の計画的な配置（再掲）
- ◆研修中の養成医師の医師少数区域の公的医療機関への診療応援や短期派遣の調整

◆自治医科大学卒業医師のへき地等の公的医療機関への配置（再掲）

◆地域医療支援機構によるへき地等の公的医療機関への医師派遣

◆積極的な偏在対策の実施に関する国への提言等

- ・全国的な医師の地域偏在の解消を目的とする「地域医療基本法（仮称）」の制定に係る国への提言活動の実施
- ・「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」による実効性のある医師偏在施策の実施に係る国への提言活動の実施

③ 医師のキャリア形成支援

◆医師支援調整監等による中長期的なキャリア形成支援により専攻医の確保定着

◆専門研修の指導體制や専攻医の受入態勢の充実

- ・症例の集中や研修指導體制の充実及び環境整備等による臨床研修医や専攻医の確保定着

◆総合診療医のキャリア形成支援

◆奨学金養成医師に対応したキャリア形成プログラムの充実

◆岩手医科大学と連携した県内臨床研修医に対する海外短期研修

④ 医師の働き方改革に対応した勤務環境改善

◆医師の働き方改革に対応した勤務環境改善

- ・医師以外の医療従事者へのタスクシフティング

◆女性医師やシニア世代の医師等の多様な働き方の支援

- ・職場復帰研修の実施やベビーシッターの派遣支援
- ・シニア世代の医師が働きやすい雇用形態等の整備

⑤ 地域医療の確保に向けた働きかけと情報発信

◆県民総参加型の地域医療体制づくり

- ・「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」の展開

◆積極的な偏在対策の実施に関する国への提言等（再掲）

二次医療圏毎の医師確保対策

二次医療圏	目標医師数(確保医師数)	医師偏在対策
盛岡	1,375人(現在医師数維持)	○ 医師少数スポット内の医療機関への養成医師等の派遣 ○ 大学等での研修中の養成医師の医師少数区域の医療機関への診療応援・短期派遣
岩手中部	374人(65人の医師確保)	○ 公的医療機関に対する養成医師の配置調整や招聘医師の配置 ○ 中小規模の医療機関への配置や応援診療
胆江	231人(20人の医師確保)	
両磐	230人(19人の医師確保)	
気仙	96人(11人の医師確保)	
釜石	87人(29人の医師確保)	○ 公的医療機関に対する養成医師の配置調整や招聘医師の配置 ○ 配置基本ルールに基づく、県北・沿岸地域への重点配置 ○ 中小規模の医療機関への配置や応援診療
宮古	123人(22人の医師確保)	
久慈	85人(10人の医師確保)	
二戸	89人(現在医師数維持)	

第5章 産科及び小児科の医師確保計画

現状

- ・岩手県は、産科及び小児科とも相対的医師少数県
- ・周産期医療圏及び小児医療圏において、複数の圏域が相対的医師少数区域

分娩取扱医師偏在指標

圏域等	医師偏在指標	区分
岩手県	8.0	相対的医師少数県
盛岡・宮古	9.9	-
岩手中部・胆江・両磐	6.3	相対的医師少数区域
気仙・釜石	5.3	相対的医師少数区域
久慈・二戸	7.8	-

小児科医師偏在指標

圏域等	医師偏在指標	区分
岩手県	103.8	相対的医師少数県
盛岡	115.5	-
岩手中部	82.7	相対的医師少数区域
胆江	52.3	相対的医師少数区域
両磐	70.8	相対的医師少数区域
気仙	157.7	-
釜石	61.0	相対的医師少数区域
宮古	81.9	相対的医師少数区域
久慈	112.4	-
二戸	140.9	-

産科医等の確保の方針・目標医師数

【医師確保の方針】

- 産科医等の絶対数が不足しており、本計画期間内に医師数の大幅な増加を図ることが困難であることから、現在の診療体制を維持するために必要な医師数を確保することを方針として必要な対策を講じる。
- 医師全体の確保のための施策に加え、産科及び小児科の医師確保に有効な施策を併せて講じる。

◆二次医療圏毎の目標医師数(合計)【産科】: **98人** ➡ **確保すべき医師数: 10人**

◆二次医療圏毎の目標医師数(合計)【小児科】: **166人** ➡ **確保すべき医師数: 27人**

- 令和8年度の医師偏在指標が全国平均値となるために必要な医師数

(産科の目標医師数)

圏域等	現在医師数(A)	目標医師数(B)	確保すべき医師数(B-A)
盛岡・宮古	47	47	0
岩手中部・胆江・両磐	29	37	8
気仙・釜石	5	7	2
久慈・二戸	7	7	0
二次医療圏計	88	98	10

(小児科の目標医師数)

圏域等	現在医師数(A)	目標医師数(B)	確保すべき医師数(B-A)
盛岡	81	81	0
岩手中部	19	28	9
胆江	7	15	8
両磐	8	13	5
気仙	8	8	0
釜石	2	4	2
宮古	5	7	2
久慈	4	5	1
二戸	5	5	0
二次医療圏計	139	166	27

具体的な施策【医師確保対策アクションプラン】

① 産科及び小児科医師の確保

- ◆産科及び小児科を選択した養成医師の地域医療周産期母子医療センターへの特例配置(再掲)
- ◆産科及び小児科を選択した県医師修学資金養成医師の総合周産期母子医療センター(岩手医科大学)への特例配置の拡充

- ◆産科医として勤務する意思のある医学生を対象とした医療局奨学金の貸与
- ◆産科及び小児科を特定診療科とした市町村医師修学資金の貸与
- ◆障がい児者医療体制の充実を図る寄附講座の設置(再掲)

② 周産期医療の体制

- ◆周産期母子医療センターの運営や機器整備への支援
- ◆岩手県周産期医療情報ネットワーク等を活用した医療機関や市町村の連携による妊産婦の健康サポート
- ◆ヘリコプターによる新生児救急搬送の支援
- ◆潜在助産師の復職支援や助産師志望者への修学支援
- ◆地域における分娩取扱施設の確保・継続支援
- ◆災害時における小児・周産期医療を確保するための人材育成
- ◆分娩取扱施設から遠隔地域等に居住する妊産婦の移動支援
- ◆NICU退所後の療養・療育支援体制の構築

③ 小児医療の体制

- ◆小児医療体制の確保・充実
 - ・小児医療遠隔支援システムを活用した遠隔診断支援
 - ・岩手医科大学のNICUや高度救命救急センター等の小児医療に係る機能の充実に対する支援
- ◆療養・養育支援体制の整備
 - ・医療・介護・福祉・教育等の多職種関係者の連携による障がい児等の療養・療育支援体制の構築
- ◆相談支援機能等の充実
 - ・小児救急医療電話相談事業の実施